

# 平成29年度 阿蘇市保育園・認定こども園 【新規入園のご案内】



## ◆もくじ

1	子ども・子育て支援新制度の支給認定について	.....	1
2	阿蘇市内の保育園・認定こども園一覧	.....	3
3	入園申込みについて	.....	4
	①認定こども園（教育部分）※支給認定区分：1号認定	.....	4
	②保育園・認定こども園（保育部分）※支給認定区分：2号・3号認定	.....	5
4	利用者負担額（保育料）について	.....	9
5	入園申込み提出書類のチェックリスト	.....	11

**阿蘇市役所 福祉課 子育て支援係**

**〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1**

**電話 0967-22-3167**



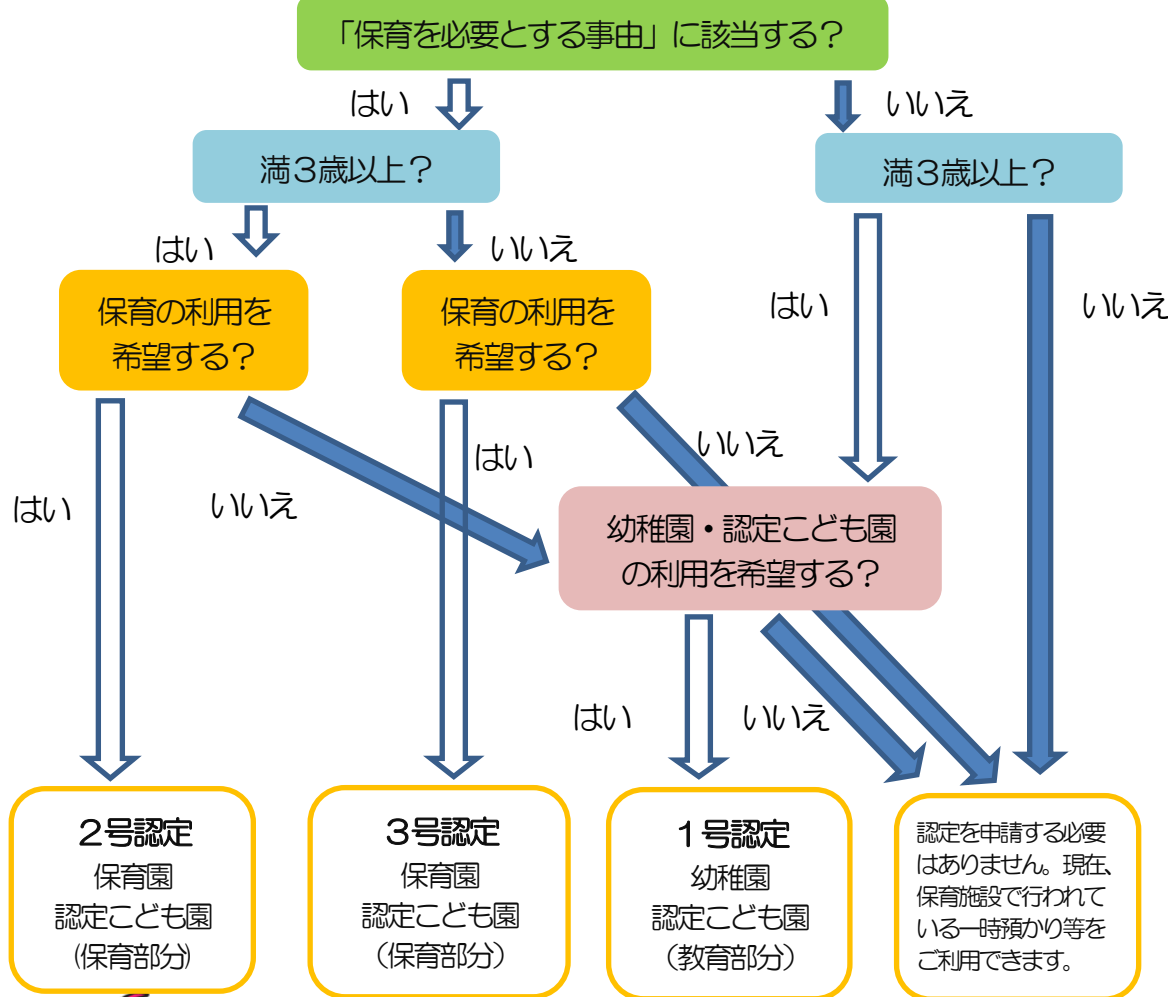
# 1 子ども・子育て支援新制度の支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設を利用する場合には、**支給認定の申請**が必要です。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、保育施設での保育を希望する方	保育園 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満のお子さんで『保育を必要とする事由』に該当し、保育施設での保育を希望する方	認定こども園(保育部分)

うちはどうかな？  
早わかりチャート

利用したい施設は？ 認定区分は？



## 「保育を必要とする事由」とは

保育園・認定こども園（保育部分）は、保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育を実施します。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が、次の事由のいずれかに該当することにより、家庭で児童の世話ができない場合を言います。

- ① 就労（1ヶ月あたり64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

## 保育園とは

保育園とは、保育を必要とする乳幼児を、日々保護者にかわって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。（保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体的に提供します。）

※入園には、保育を必要とする事由に該当することが要件となります。「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由では、利用できません。

## 認定こども園とは

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つところ。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。

※認定こども園の教育部分は、保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由に該当することが要件となります。

## 保 育 園

地区	保 育 園 名	住 所	TEL	定員	延長 保育	一時 預かり
一の宮	古城保育園	一の宮町手野 1030 番地	22-0380	55名	○	○
	坂梨保育園	一の宮町坂梨 3027 番地 1	22-0435	55名	○	
	宮地保育園	一の宮町宮地 2387 番地 1	22-2444	100名	○	○
	りんどう保育園	一の宮町宮地 3249 番地	22-4539	100名	○	○
阿蘇	内牧保育園	内牧 169 番地	32-0354	130名	○	○
	乙姫保育園	乙姫 127 番地 5	32-0315	30名	○	
	熊本YMCA 赤水保育園	赤水 846 番地 56	35-0024	90名	○	○
	熊本YMCA 尾ヶ石保育園	狩尾 1798 番地	32-0213	40名	○	○
	熊本YMCA 永草保育園	永草 2905 番地	32-0810	30名	○	○
	山田保育園	小野田 1418 番地	32-0794	45名	○	
波野	波野保育園	波野大字赤仁田 296 番地 2	24-2800	45名	○	

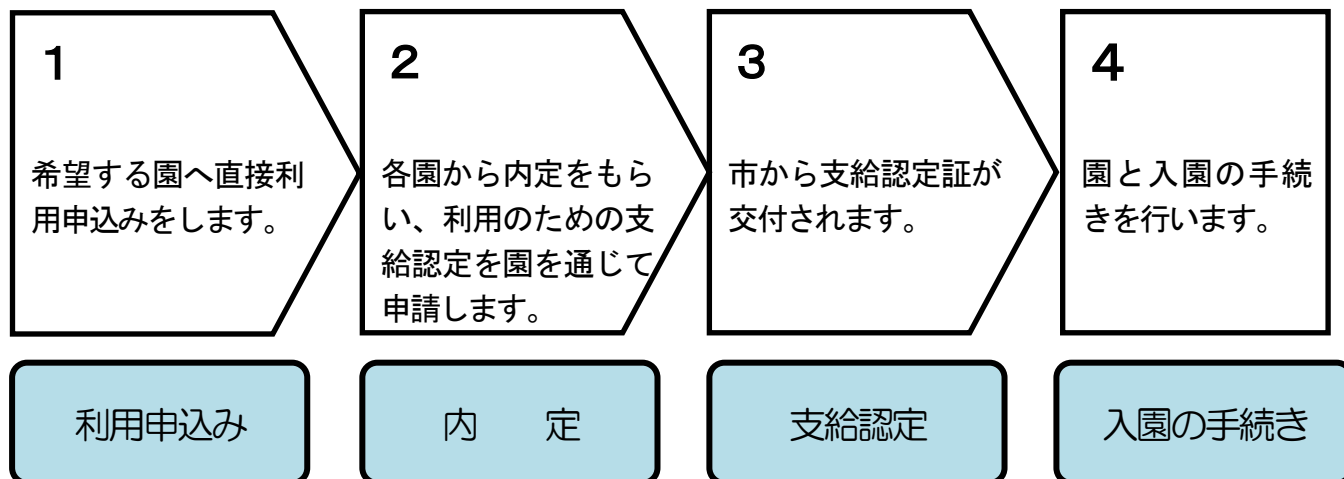
※古城保育園は、平成29年4月より認定こども園に移行予定です。(定員数は予定。)

## 認定こども園

地区	認定こども園名	住 所	TEL	定員	延長 保育	一時 預かり
一の宮	あそひかり幼稚園	一の宮町中通 302 番地 5	22-0089	55名	○	○
阿蘇	阿蘇中央幼稚園	黒川 758 番地	32-3643	130名	○	○
	熊本YMCA 黒川保育園	黒川 1708 番地 1	34-0402	120名	○	○

## ① 認定こども園（教育部分） ※支給認定区分：1号認定

## \*入園までの流れ



## \*申込受付期間

平成28年11月1日（火）～ （随時受付）

## \*提出書類

入園申込みに必要な書類は、各園に用意してあります。

- (1) 各園指定の申込用紙及びその他必要書類
- (2) 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 施設利用申込書（児童1人につき1枚）

\*平成28年1月1日時点で阿蘇市に住民登録のない方

- (3) 平成28年度 市町村民税課税台帳記載事項証明書（該当者それぞれ1枚ずつ）  
※証明日から1か月以内のもの

## \*提出先

希望する各園

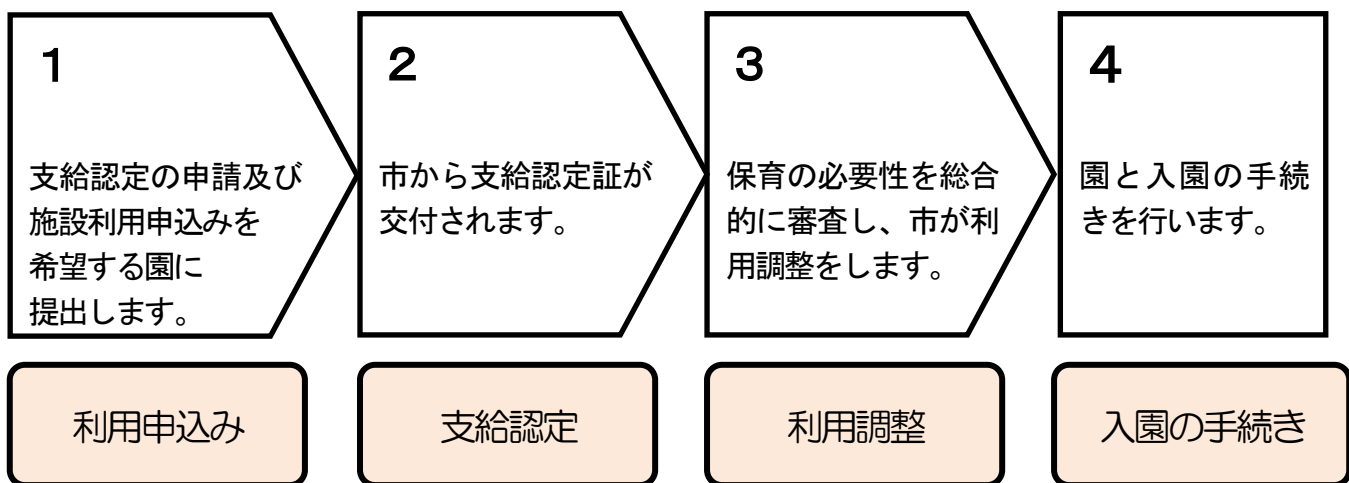
## \*入園決定

各園の選考方法に基づき、内定及び決定されます。

**入園に関する詳細については、希望する各園にお問い合わせください。**

## ② 保育園・認定こども園（保育部分） ※支給認定区分：2号・3号認定

### ☆入園までの流れ



※4月入園については、2の支給認定結果及び3の利用調整結果（入園の決定・保留）を平成29年2月中に併せてお知らせします。

### ☆申込受付期間

平成28年11月1日（火） ～ 平成28年12月2日（金）

※年度途中の入園希望の方や平成28年度待機中の方もこの期間にお申し込みください。

※定員に余裕がある場合は随時受付

#### \* 申込における注意事項 \*

- ・ 保育を必要とする事由に該当しない場合や、書類不備・不足がある場合は受け付けられませんのでご了承ください。
- ・ 年度途中に育児休業期間を終えて復職するため入園を希望する場合、『慣らし保育』は2週間程度となります。
- ・ 年度途中の入園希望で上記期間内に申込できなかった場合は、遅くとも入園を希望する月の前々月の10日までに、必要書類を揃えてお申し込みください。
- ・ 出産予定のお子さんについても同様にお申し込みいただけますが、「仮受付」となります。（原則、生後6か月以降の入園となります。）

### ☆入園基準

入園できる児童は、保育を必要とする事由（P2参照）のいずれかに該当する家庭の児童です。保育の必要性についての状況を考慮した上で優先度の高い児童から選考します。

入園申込みをしても、保育の必要性の程度、定員などにより入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

## ❖提出書類

提出書類は、市役所福祉課、各支所と各園に用意してあります。

また、阿蘇市ホームページ（平成29年度入園手続き）からもダウンロードできます。

- (1)施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 施設利用申込書（児童1人につき1枚）
- (2)保育認定理由申立書
- (3)保護者等が保育を出来ないことを証明する書類（該当事由により異なります。）**※下記参照**
- (4)身体発育記録（児童1人につき1枚）

### \*平成28年1月1日時点で阿蘇市に住民登録のない方

- (5)平成28年度 市町村民税課税台帳記載事項証明書（該当者それぞれ1枚ずつ）

※証明日から1か月以内のもの

### \*転入予定の方 ※仮受付となります。

- (6)転入に関する誓約書



### ※保護者等が保育を出来ないことを証明する書類

保育を必要とする事由		必要書類
就 労（予定を含む） ※1ヶ月あたり64時間以上	雇用されている方	◎就労（予定）証明書
	自営業の方	◎自営業申告書
保護者の疾病・障がい等	疾病の方	◎診断書 ※保育が困難なことが記載されたもの
	障がいのある方	◎障がい者手帳等の写し ※手帳番号・本人欄・障がい名が確認できる部分
同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ※通学等への付添を含む	障がい児・者の介護・看護	◎介護・看護を受けている人の障がい者手帳又は要介護認定を受けていること分かる書類（介護保険証等）もしくは通園・通学証明書 ◎スケジュール申告書
	病人を介護・看護している	◎病人の診断書 ◎スケジュール申告書
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）		◎在学証明書 ◎時間割表（カリキュラム表）
母親の妊娠・出産		◎母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日が確認できる部分
育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要		◎育児休業に伴う入園継続申立書
求職活動（起業準備を含む）		◎求職活動・起業準備状況申立書
その他 （災害復旧、虐待やDVのおそれがあること、上記の事由に類する状態として認められる場合）		◎保育必要性の申立書 ◎その他必要な書類

※保育が出来ない状況を確認するため、別途書類を提出していただく場合があります。

## ❖提出先

希望する各園、市役所福祉課、市役所各支所のいずれか

## ※支給認定について

提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に支給認定を行います。  
 保育を必要とする事由等により、支給認定の有効期間及び保育必要量が異なります。  
 なお、子どもが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わります。  
 (ただし、利用者負担額は当該年度の3月までは3号認定となります。)

### 支給認定の有効期間

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労	最長で小学校入学前まで
保護者の疾病・障がい等	治癒、介護に要する期間(最長で小学校入学前まで)
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	治癒、介護に要する期間(最長で小学校入学前まで)
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	在学証明書等に記載された期間
母親の妊娠・出産	出産(予定)月の前後2か月(最長5か月間)
育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要	育児休業取得中で市が定める期間
求職活動(起業準備を含む)	最長で90日間
その他(災害復旧、虐待やDVのおそれがあること、上記の類する状態として認められる場合)	最長で小学校入学前まで

※保育を必要とする事由が変更した場合、事由に応じた有効期間に変更となります。

※有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効しますので、それに合わせて、保育施設を利用している場合は、失効した時点で退園となります。

※求職活動を事由とする場合、毎月の求職状況についての確認書類を翌月10日までに提出する必要があります。提出がない場合、継続利用が出来なくなる場合があります。

### 保育必要量

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

なお、「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

区 分	利用できる保育時間	管内施設の定める時間
保育標準時間	施設が定める利用可能時間のうち 1日最長 11 時間	7:00~18:00
保育短時間	// 1日最長 8 時間	8:30~16:30

※施設が定める利用可能時間内での利用となります。利用可能時間外で利用する場合は、延長保育となります。

※土曜日の開所時間は、施設によって異なることがあります。

#### 【事由ごとの判定基準】

就 労 . . . 月 120 時間以上の就労時間がある場合は「保育標準時間」  
 月 64 時間以上、120 時間未満の就労時間の場合は「保育短時間」

求職活動 . . . 「保育短時間」

育児休業中 . . . 「保育短時間」

※上記以外の事由は、保護者等が保育することが出来ない状況により判定します。



## ※利用調整（入園の決定・保留）について

保育を必要とする事由等を総合的に判断し、利用調整（入園の決定・保留）を行います。  
定員を超える申込みがあった園については、保育を必要とする度合いの大きい方から優先順位を付けて入園決定を行います。

定員を超える申込みのために希望する園への入園ができなかった場合には、第2希望園、もしくは他の園に変更していただくこともあります。

※4月入園については、支給認定結果及び利用調整結果（入園の決定・保留）の通知は、事務が集中するため、平成29年2月中に併せてお知らせします。

※年度途中の入園希望の方の入園の決定・保留は、入園を希望する月の前月上旬にお知らせします。（支給認定結果については、平成29年2月中にお知らせします。）

### \* 申込後の注意事項 \*

- 家庭の状況や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行って下さい。  
(例) 保護者の勤務先や勤務時間が変わった。  
保護者が仕事を辞めた、仕事を始めた。  
婚姻等により氏名や住所が変わった。  
引っ越しなどで保育施設の入園申込みを取り下げる。 など
- 決定通知書が届くまでは、入園の決定に関するお問い合わせはご遠慮ください。



## 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額（保育料）は、市町村民税に基づいて算定します。国が定める限度額内で市町村が定めることとなっており、阿蘇市の保育料については下表のとおりです。

### 教育認定子ども（1号認定）の保育料月額

階層区分	国基準額		阿蘇市
①生活保護世帯	0円	⇒	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	⇒	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,101円未満	16,100円	⇒	10,500円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	⇒	13,400円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	⇒	16,800円

### 保育認定子ども（2号認定・3号認定）の保育料月額

階層区分	2号認定(3歳以上)			3号認定(3歳未満)		
	国基準額 (保育標準時間)	阿蘇市		国基準額 (保育標準時間)	阿蘇市	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	⇒	0円	0円	⇒	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	⇒	3,900円	3,900円	⇒	5,900円
③市町村民税 均等割のみ	16,500円	⇒	8,300円	8,200円	⇒	9,800円
④所得割課税額 48,600円未満	16,500円	⇒	10,800円	10,600円	⇒	12,700円
⑤所得割課税額 97,000円未満	27,000円	⇒	16,200円	16,000円	⇒	18,000円
⑥所得割課税額 169,000円未満	41,500円	⇒	24,900円	24,600円	⇒	26,700円
⑦所得割課税額 301,000円未満	58,000円	⇒	34,800円	34,300円	⇒	36,600円
⑧所得割課税額 397,000円未満	77,000円	⇒	46,200円	45,500円	⇒	48,000円
⑨所得割課税額 397,000円以上	101,000円	⇒	60,600円	59,700円	⇒	62,400円

※保育料は、父母の市町村民税額の合算額によって決定します。（祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。）

※階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税控除、寄付金税控除などの税控除を適用する前の額となります。

※この保育料のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

※表中の年齢については、平成29年3月31日現在の満年齢により決定します。

※1号認定については、小学校3年生までの子どもから数えて、2人目は上記金額の半額、3人目以降は無料となります。

また、2・3号認定については、小学校就学前の子どもから数えて、2人目は上記金額の半額、3人目以降は無料となります。

## ※保育料の切り替えについて

保育料の算定の基礎となる市町村民税が6月に賦課決定することから、毎年9月が保育料の切り替え時期になります。4月～8月は前年度の市町村民税で、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当該年度の市町村民税額に基づく保育料					

## ※保育料の軽減措置について

次の世帯に該当する場合、保育料の軽減措置があり、P9の基準表の金額から軽減があります。

### ●ひとり親家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯等の場合

認定区分	軽減内容
1号認定	第2階層は無料、第3階層は基準表の金額より1,000円減額した額の半額
2号認定・3号認定	第2階層は無料、第3階層及び第4階層は基準表の金額より1,000円減額した額の半額

### ●年収約360万円未満世帯に該当する場合

負担額算定基準の子どもの年齢制限が撤廃され、生計を一にしている子どもすべてを算定基準として多子カウントします。年収約360万円未満世帯は次のとおりです。

認定区分	該当世帯
1号認定	第1階層から第3階層までの世帯
2号認定・3号認定	第1階層から第5階層(第5階層は以下の世帯に限る)までの世帯 ※ひとり親家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯の場合、所得割課税額が77,101円未満の世帯。 それ以外の世帯の場合、所得割課税額が57,700円未満の世帯。

\*上記に該当するひとり親家庭、在宅障がい者(児)のいる世帯の場合、第2子以降は無料となります。

●このほか、熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、3歳未満の間は(年度途中で3歳になった場合は、当該年度の3月まで)保育料が無料となります。(第8階層及び第9階層の世帯を除く)。 ※平成28年度時点の内容のため、変更になる場合もあります。

## ※保育料の支払先について

### 【認定こども園】

- ・保育料は、入園された認定こども園にお支払いいただきます。
- ・支払方法、納期限等については、各園にお問い合わせください。



### 【公立・私立保育園】

- ・保育料は、市から請求いたします。
- ・納期限は、毎月末日です。なお、その日が土、日、祝祭日の場合は、これらの日の翌日です。ただし、12月のみ金融機関の窓口が休業となるため、休業前日となります。
- ・保育料の納付は、口座振替による納付をおすすめします。
- ・口座振替の手続きは各金融機関等での手続きとなります。申込用紙は、市役所、阿蘇市内の金融機関・ゆうちょ銀行に備え付けております。

## 一時預かり事業(幼稚園型)の保育料

1号認定の在園児童が、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に家庭での保育が困難となる場合、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することができます。

【利用可能時間】 7:00から18:00までの間で施設が設定する時間

【保育料】

区分	日額
平日(4時間以下)	400円
土曜日・長期休業日(8時間以下)	800円

※左記時間を超過した場合、  
1時間当たり100円の追加。

## 延長保育事業の保育料

2号・3号認定の在園児童が、通常の保育時間の前後に保育が必要な場合、延長保育事業を利用することができます。認定区分によって1日の利用可能な時間が異なるため、延長保育料も異なります。

### 【保育料】

#### ①保育標準時間認定の場合

区分	日額	月額
18:00～19:00まで	300円	2,500円

#### ②保育短時間認定の場合

区分	日額	月額
7:00～ 8:30まで	150円	1,500円
16:30～18:00まで	150円	1,500円
18:00～19:00まで	300円	2,500円

5

## 入園申込み提出書類のチェックリスト

### ① 認定こども園（教育部分）

※支給認定区分：1号認定

各園指定の申込用紙及びその他必要書類

施設型給付費・地域型保育給付費等  
支給認定申請書 兼 施設利用申込書  
(児童1人につき1枚)

**\*平成28年1月1日時点で阿蘇市に住民登録  
のない方**

平成28年度 市町村民税課税台帳記載事項  
証明書(該当者それぞれ1枚ずつ)  
※証明日から1か月以内のもの

### ② 保育園・認定こども園（保育部分）

※支給認定区分：2号・3号認定

施設型給付費・地域型保育給付費等  
支給認定申請書 兼 施設利用申込書  
(児童1人につき1枚)

保育認定理由申立書

保護者等が保育を出来ないことを証明する  
書類(該当事由により異なります。)  
※P6参照

身体発育記録(児童1人につき1枚)

**\*平成28年1月1日時点で阿蘇市に住民登録  
のない方**

平成28年度 市町村民税課税台帳記載事項  
証明書(該当者それぞれ1枚ずつ)  
※証明日から1か月以内のもの

**\*転入予定の方 ※仮受付となります。**

転入に関する誓約書

マイナンバー法の施行に伴い、マイナンバー記入と本人確認資料の提示が必要となります。  
詳しくは、別紙「マイナンバー記入と本人確認資料提示のお願い」をご覧ください。

提出書類一式を揃えて、ご提出下さい。